

〔宗五大草紙下〕殿中さまぐの事

一御對面所にはちうしやくの火鉢ををかれ候、十月朔日より火鉢ををかれ候、たて炭なるべし。私ざまにても急度したる時は立炭なるべし、又女中に置れ候御火鉢は、源氏の繪などに書たるやうに、臺にすはりたる御火ばち也、其臺はこくしつにぬりて、まさゑかな物あるべし、又炭さしそゆる事は手にて置べし、男女おなじ。

〔臨時客應接〕秋は九月節旬頃より、春は三月末の頃迄寒暖に隨ひ、見計ひ火鉢を出すべし。

火鉢は灰をよく搔平し、真中へ火を置、其廻へ櫻炭を裝<sup>つ</sup>、若櫻炭なくば、雜炭にても體よく裝<sup>つ</sup>。

但炭から炭へ橋を掛たる様に載たり、井桁毬打鐘木の形に、裝ぬ事と心得べし。  
手早く團扇にて扇付、灰ならしにて炭の根へ、少し計灰を搔よせ、火鉢の縁臺等を拭持出、火鉢の大小に隨ひ、左の膝の六七寸前へ出すべし、なをくでんあり。

但耳歎取手杯の付たる火鉢は、耳にても取手にても、左右にして出し、三足の類は貳本の足を  
客人の方へ向、壹本を手前にして出すべし、三本足の付たる物は、外の品も是に准ず。

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一諸司御所の西の御六間、御屏風を立廻して、一獻の被構御座敷、

略○中御火鉢、藤繪島御盃之臺有、

〔宗長手記〕大永六年十月、矢島へとて、木の濱舟に火鉢入て、あらしも雪も寒らずぞわたりし。

〔大館常興日記〕天文十年二月廿五日、爲御使祐阿來入、御火ばちもたせ被下候て、もとくの御火ばちの趣いかゝ候ける哉、此御火ばち<sub>足不付</sub>候也、何と哉覽見にくきやうに被思食候、くわしく寒るし可申上候由仰也云々、仍もとくのは例式ごとく三足鬼たちのかにて御ざ候よし申上之、いつも御前にをかれ候は、只今拜見のよりは、今少しいさめに御ざ候と存候、大がいはこれほどにて御ざ候、足三御ざ候、臺はから筵へり玄ゆすどんすのたぐいと存候、又御對面所にをかれ候は、これ